利用料金

(1) 利用料金の単価は以下のとおりです。

介護給付(要介護1~5) 特定事業所加算II・処遇改善・地域加算 ※料金は概算のためおおよその目安です。

介護保険負担割合証に記載された割合を、ご負担頂きます。

サービス内容	基本利用料	利用者負担金
生活援助20分~45分未満	2,150円	215円
生活援助45分以上	2,650円	265円
身体介護20分~30分未満	2,940円	294円
身体介護30分~1時間未満	4,670円	467円
身体介護 2 時間	9,440円	944円
身体介護30分+生活20分	4,500円	450円
		円
交通費 □不要 □	〕必要 →	円

夜間(午後6時~午後10時まで)早朝(午前6時~午前8時まで)のご利用は25%増し深夜(午後10時~午前6時まで)のご利用は50%増しになります。

(2) 特定事業加算Ⅱの体制を整えています。(要介護1~要介護5) 加算Ⅱとは、通常料金に対して10%増になります。

特定事業加算Ⅱの用件とは、

- ・ 訪問介護員等の研修をして個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定して います。
- ・ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当っての留意事項に係る伝達 又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催しています。
- ・ サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当っての留意事項を文章等確実な方法により伝達してから開始すると共に、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けます。
- すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施します。
- ・ 利用者へ緊急時等における対応方法を明示します。
- ・ 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・ヘルパー2級・1級訪問介護員の合計50%以上を有しています。
- ・ すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は、5年以上の1級訪問介護員です。

(3) 緊急時訪問介護加算

・ 利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と判断した時にサービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護を(身体介護)を行った場合に加算が発生します。

緊急時訪問介護加算(新規)100円/回

(4) 初回加算

- ・ 新規に訪問介護計画書を作成しサービス提供責任者が初回若しくは初回の 指定訪問介護を行った日の属する月
- ・ その他の訪問介護員が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月にサービス提供責任者が同行した場合所定単位数200単位を加算する。

(5) 生活機能向上連携加算⇒100単位/月

- 算定要件
- ① サービス提供責任者が、訪問リハビリテーション事業所の 理学療法士等による訪問に同行し、理学療法士と共同して 行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画書を作成し ていること。
- ② 当該理学療法士と連携して訪問介護計画に基づくサービス 提供を行っていること。
- ③ 当該計画に基づく初回の訪問が行われた日から3ヶ月間算定できること。
- (6)総合事業訪問型サービス【独自】(要支援1 要支援2) ※料金は概算のためおおよその目安です。

事業対象者を含む

対象者	利用頻度	料金
訪問型サービスI【独自】	週1回程度利用の場合	1,384/月
訪問型サービスⅡ【独自】	週2回程度利用の場合	2,766/月
訪問型サービスⅢ【独自】	週3回程度利用の場合	4,388/月

(7) 支払方法

利用料金は、月末締めで翌月13日前後に請求書を発行いたします。お支払いの方法は毎月26日に指定の口座より振替させていただきます。

5 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先へ ご連絡ください。
- ① 連絡先 0563-64-0001ヘルパーステーションせんねん村
- (2) サービス実施当日のキャンセルについては、次の料金を申し受けます。

時間	キャンセル料
訪問予定2時間前以降は	300円/回
訪問に伺ってからのキャンセル	800円/回